

# 平成30年度事業計画

大阪府及び市町村の都市・まちづくり行政と連携し、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するため、市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりを推進するとともに、建設発生土等を有効活用した阪南港の埋め立て造成による「環境共生型のまちづくり」を進める。また、道路・河川敷等の公共用地を有効活用した駐車場運営事業及び河川敷を活用した賑わいづくりを進める。

## 【1】公益目的事業

### 1 まちづくりコーディネート事業

#### (1) 土地区画整理事業等の支援に関する事業

##### ア 都市整備調査計画事業

幹線道路沿道や鉄道駅周辺・既成市街地等、計画的なまちづくりが求められる地域を対象に、府・市・町と連携し、調査、計画立案をはじめ、まちづくりの合意形成や事業化の検討、さらには事業完了後のまち育て(エリアマネジメント)について専門的・技術的な立場から支援を行う。

事業区分	事業概要	主な対象地区
幹線道路沿道のまちづくり	乱開発の抑制手法の検討、まちづくり事業手法の検討、	【十三高槻線】高槻市前島地区 【新名神】彩都東部地区 他
鉄道駅周辺・既成市街地のまちづくり	事業計画の立案、地元調整 等	門真市門真南駅周辺地区 熊取町熊取駅西地区 他
規制誘導策によるまちづくり	地区計画・建築協定・景観協定の検討 等	四條畷市砂葎屋地区
まち育ての支援(エリアマネジメント)	暮らし住まいづくりのルール・マナー等の策定支援	松原市天美東・北地区 八尾市曙川南地区 他
調査研究	まちづくりの立上げ、事業化のための手法検討、まち育てなどの各段階における調査研究を行う。	

## イ 土地区画整理支援事業

土地区画整理事業の実施地区を対象に、換地計画・設計、実施設計、工事積算及び土地区画整理組合の運営、事業全体のマネジメントなど、技術力とノウハウを活かした総合的な支援を行う。

事業区分	事業概要	主な対象地区
幹線道路沿道の 土地区画整理事業	技術援助業務 組合設立支援業務 各種設計・積算 組合運営支援 等	【国道 170 号】 河内長野市上原高向地区 八尾市服部川郡川地区、曙川南地区(再掲)、 【国道 309 号】 松原市新堂 4 丁目地区 【大和川線】 松原市天美東地区 【第二京阪道】 寝屋川市小路地区、交野市星 田北地区、久御山町佐山地区 他
鉄道駅周辺・既成 市街地の土地区画 整理事業		寝屋川市打上高塚地区、藤井寺市藤井寺駅周 辺地区、島本町島本駅西地区、交野市星田駅 北地区 他

## (2) 密集市街地まちづくり活動支援事業

### ア 密集市街地サポート助成

文化住宅等が密集する市街地において、災害の危険性が高い老朽建築物の除却や不燃性の高い建築物への建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等、所有者等を対象として、事業化の検討支援や助成を行う。

#### (ア) 建替え等相談支援

老朽建築物等の所有者を対象として、建替え等に関し課題となっている事項について相談対応等の支援を行う。

#### (イ) 建替え検討支援

老朽建築物等の建替えを検討する所有者を対象として、概略の建築計画・採算計画の作成等の支援を行う。

#### (ウ) 地元組織検討支援

老朽建築物等の所有者からなる地元組織が、面的な事業化や規制・誘導方策を検討するために必要な費用の助成を行う。

(エ) 建替え不燃化支援

老朽化した文化住宅等を除却し、賃貸住宅に建替える文化住宅等所有者を対象として助成を行う。(住宅事業者は除く)

(オ) 除却促進支援

老朽化した文化住宅等を除却し、跡地を空地として一定期間所有する土地所有者を対象に助成を行う。

イ 密集市街地整備支援調査

密集市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るため、市が重点的に面整備の事業化や老朽建築物等の建替え促進のための規制・誘導を検討している地区において、市の要請に基づき整備基本構想案の作成等の調査を行う。

(3) まちづくり初動期活動支援事業

地域住民が主体となったまちづくり活動を行う団体を対象として、まちづくりの意識啓発からまちづくり構想等の作成など初動期活動に要する費用の助成を行う。

ア はじめの一步助成

自主的な活動を始めているが、活動方針や活動内容が検討段階にある地域団体を対象として、先進地視察、講習会、勉強会等、まちづくりの意識啓発に繋がる経費の助成を行う。(10万円/地区を限度)

イ 初動期活動助成

地域団体によるまちづくり構想などの作成に要する経費の助成を行う。  
(50万円/地区を限度)

(4) まちづくりアドバイザーの派遣

地域のまちづくり活動団体を対象として、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し、まちづくり活動の支援を行う。(3万円/回、3回を限度)

(5) まちづくりの普及啓発

ア 専門家等の登録と活用

まちづくりアドバイザーの登録、賛助会員の登録により専門家やノウハウを有する企業の協力を得て、地域住民等のまちづくり活動の支援を行う。

イ 情報の発信

センターの業務を広くPRするための「機関紙」23号を発行する。

また、まちづくり活動団体、まちづくりアドバイザー、賛助会員及び市町村のまちづくり関係課を対象に、まちづくりに関する定期的な情報提供としてニュースレターを発行する。

#### (6) 市町村職員技術研修の開催

##### ア 基礎的技術研修

市町村の主に若い職員を対象に、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な技術研修を実施し、市町村職員の知識及び技術力向上を支援する。

(ア) 実施回数 9回

(イ) 予定人数 20人～50人/回

(ウ) 研修内容 土砂災害防止、公共測量、地盤調査、舗装、構造計算 等

##### イ 道路施設点検実地研修

センターに道路施設点検等を発注する市町村職員を対象に、点検作業の進捗に合わせて施設点検等に関する現地での技術研修を実施し、道路施設の点検・診断に関する知識・技術力の向上を支援する。

#### (7) 市町村道路施設点検等支援事業

センターと大阪府が27市町村と締結した「市町村道施設の維持管理業務の支援に関する基本協定書」にもとづき、センターが市町村の道路施設の点検業務等を一括発注するなど、市町村を技術的、人的に支援する。

	H30年度事業
施設点検等支援	17団体（※）

※箕面市、豊能町、能勢町、吹田市、茨木市、摂津市、守口市、河内長野市、藤井寺市、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、田尻町、熊取町

## 2 環境共生型まちづくり事業

大阪府港湾局が岸和田市の沖合で進めている阪南港阪南2区整備事業において、建設発生土等のリサイクルによる埋立造成業務を主体となって進めるとともに、環境にやさしい魅力あるまちづくりを推進する。

### (1) 埋立造成業務

#### ア 搬入計画量

建設発生土及び浚渫土砂を受け入れる。

建設発生土            30万トン

浚渫土砂            3.0万m<sup>3</sup>

#### イ 業務の内容

- (ア) 受入契約の締結及び搬入料金等の徴収・管理業務
- (イ) 検収業務
- (ウ) 埋立工事管理業務
- (エ) 環境保全対策業務

### (2) まちづくり業務

人や環境にやさしい魅力あるまちづくりをめざし、まちづくり会の運営を通じ、大阪府港湾局、岸和田市と共に各種の調査、計画づくりに取り組む。

## 【2】収益事業等

### 1 駐車場運営事業

高架道路下や河川敷等の公共空地の占用許可等を受けて駐車場を整備・運営し、有効活用を図ることにより、違法駐車防止と地域住民等の利便性の向上を図る。

#### (1) 駐車場の状況

##### ア 自動車駐車場

事業内容	箇所数	収容台数
時間制駐車場	中之島他6カ所	322台
月極駐車場	豊田他24カ所	1,640台
計		1,962台

##### イ 自動二輪車駐車場

事業内容	箇所数	収容台数
時間制駐車場	中之島他2カ所	181台
月極駐車場	中野他10カ所	111台
計		292台

##### ウ 公募対象

大阪府の公有地活用の民間開放により、センターが管理する江坂駐車場外4カ所441台が平成30年度に公募される予定で、センターも継続を目指し応募する。

#### (2) 駐車場の改良工事等

名称	所在地	区分	内容
中之島駐車場	大阪市北区 中之島	時間制	改築工事(舗装及び管理棟撤去等)
砂子谷駐車場	吹田市桃山台	月極	改修工事(南行き出口増設工事等)
中野駐車場	大阪市都島区 中野町	時間制 月極	区画線の一部書替
中之島駐車場 外2駐車場	大阪市北区 中之島他	時間制 月極	防犯カメラの設置

## 2 河川敷の環境保全・魅力向上事業（河川賑わい空間創出事業）

大阪府が推進する水都大阪の再生に向けた河川賑わい空間創出事業に協力していく。

### (1) 堂島川賑わい空間創出事業

堂島川の堂島大橋から玉江橋間の左岸（延長 400m 区間）において、当センターは公的機関として河川占用できることから、河川敷を占用し、民間事業者には飲食店舗等を運営させるとともに、通路、広場等の維持管理を実施する。

#### 《中之島バンクス》

所在地	大阪市北区中之島 5 丁目地先 旧淀（堂島）川左岸
事業面積	2,861.88 m <sup>2</sup> （遊歩道部分） 936.22 m <sup>2</sup> （建物部分）
民間事業者	(株)長古堂

### (2) 八軒家浜賑わい空間創出事業

八軒家浜は、河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定（平成 23 年 7 月 15 日）されており、河川敷の恒常的かつ適正な利活用として天満八軒家駐車場を運営するとともに、周辺のイベント等で使用する備品の保管や八軒家浜の清掃を実施する。

#### 《天満八軒家駐車場》

名称	事業内容	区分	収容台数
天満八軒家	時間制駐車場	乗用車	98 台
		自動二輪車	34 台
	月極駐車場	乗用車	16 台
計			148 台